

※本書では、令和5年1月1日改正分に係る差分を記載します。
従来分は手引をご覧ください。

3 別紙三 その他の審査項目（社会性等） 記入例・記載要領

(用紙A4)
20004

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況									
雇用保険加入の有無	4 1 3	[1.有、2.無、3.適用除外]							
健康保険加入の有無	4 2 3	[1.有、2.無、3.適用除外]							
厚生年金保険加入の有無	4 3 3	[1.有、2.無、3.適用除外]							
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4 3	[1.有、2.無]							
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5 3	[1.有、2.無]							
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6 3	[1.有、2.無]							
若年技術職員の継続的な育成及び確保	4 7 3	[1.該当、2.非該当]	<table border="1"> <tr> <th>技術職員数(A)</th> <th>若年技術職員数(B)</th> <th>若年技術職員の割合(B/A)</th> </tr> <tr> <td>(人)</td> <td>(人)</td> <td></td> </tr> </table>	技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)	(人)	(人)	
技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)							
(人)	(人)								
新規若年技術職員の育成及び確保	4 8 3	[1.該当、2.非該当]	<table border="1"> <tr> <th>技術職員数(A)</th> <th>若年技術職員数(B)</th> <th>若年技術職員の割合(B/A)</th> </tr> <tr> <td>(人)</td> <td>(人)</td> <td></td> </tr> </table>	技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)	(人)	(人)	
技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)							
(人)	(人)								
CPD単位取得数	4 9 3 5 10	(単位)	<p>審査日時点で有効な「基準適合一般事業主認定通知書」「基準適合事業主認定通知書」等の労働局長から交付された書類に基づき該当する認定状況を記入します。</p>						
技能レベル向上者数	5 0 3 5 10	(人) 技能者数 9 10 (人)							
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	5 1 3	[1.えるぼし認定(1段階目)、2.えるぼし認定(2段階目)、3.えるぼし認定(3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当]							
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	5 2 3	[1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]							
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5 3 3	[1.ユースエール認定、2.非該当]							
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	5 4 3	[1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共事業で実施」に該当、3.非該当]							
建設業の営業継続の状況									
営業年数	5 5 3 5	(年)	<p>※審査基準日が令和5年8月14日以前の申請については「3:非該当」を記入します。</p> <table border="1"> <tr> <th>初めて許可(登録)した年</th> <th>等</th> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	初めて許可(登録)した年	等	年 月 日	年 月 日		
初めて許可(登録)した年	等								
年 月 日	年 月 日								
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5 6 3	[1.有、2.無]	<table border="1"> <tr> <th>再生手続又は更生手続開始決定日</th> <th>再生計画又は更生計画認可日</th> <th>再生手続又は更生手続終結決定日</th> </tr> <tr> <td>令和 年 月 日</td> <td>令和 年 月 日</td> <td>令和 年 月 日</td> </tr> </table>	再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日							
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日							
防災活動への貢献の状況									
防災協定の締結の有無	5 7 3	[1.有、2.無]							
法令遵守の状況									
営業停止処分の有無	5 8 3	[1.有、2.無]							
指示処分の有無	5 9 3	[1.有、2.無]							
建設業の経理の状況									
監査の受審状況	6 0 3	[1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]							
公認会計士等の数	6 1 3 5	(人)							
二級登録経理試験合格者等の数	6 2 3 5	(人)							
研究開発の状況									
研究開発費(2期平均)	6 3 3 5 10	(千円)	<table border="1"> <tr> <th>審査対象事業年度</th> <th>審査対象事業年度の前審査対象事業年度</th> </tr> <tr> <td>(千円)</td> <td>(千円)</td> </tr> </table>	審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	(千円)	(千円)		
審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度								
(千円)	(千円)								
建設機械の保有状況									
建設機械の所有及びリース台数	6 4 3 5	(台)							
国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況									
エコアクション21の認証の有無	6 5 3	[1.有、2.無]	<p>一般財団法人持続性推進機構による認定書に基づき有無を記入します。</p>						
ISO9001の登録の有無	6 6 3	[1.有、2.無]							
ISO14001の登録の有無	6 7 3	[1.有、2.無]							

51 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況

審査基準日時点で有効な認定を労働局長から受けている場合は、認定状況の該当番号を記入する。

確認資料

都道府県労働局長が交付する基準適合一般事業主認定通知書の写し

※審査基準日時点で認定取り消しまたは辞退となっている場合は加点の対象外

52 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況

審査基準日時点で有効な認定を労働局長から受けている場合は、認定状況の該当番号を記入する。

確認資料

都道府県労働局長が交付する基準適合一般事業主認定通知書の写し

※審査基準日時点で認定取り消しまたは辞退となっている場合は加点の対象外

53 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況

審査基準日時点で有効な認定を労働局長から受けている場合は「1」を記入する。

確認資料

都道府県労働局長が交付する基準適合事業主認定通知書の写し

※審査基準日時点で認定取り消しまたは辞退となっている場合は加点の対象外

54 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請が対象。

※令和5年8月13日までの申請は「空欄」または「3：非該当」を記入する。

64 建設機械の所有及びリース台数

審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令等に規定する建設機械のうち加点対象となる建設機械について、その台数の合計を記入する。

※加点対象となる建設機械

- ・ショベル系掘削機：ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバのアタッチメントを有するもの
- ・ブルドーザー：自重が三トン以上のもの
- ・トラクターショベル：バケット容量が〇・四立方メートル以上のもの
- ・移動式クレーン：つり上げ荷重三トン以上のもの。固定式クレーンは対象外。
- ・ダンプ車：車検証の車体の形状欄にダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラと記載があるもの
※自家用（白ナンバー）または営業用（緑ナンバー）のいずれも対象で、営業許可業種は問いません。
※軽自動車のダンプは対象外
※備考欄に「積載物は土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は対象外
- ・モーターグレーダー：自重が五トン以上のもの
- ・締固め用機械：ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラーが対象

- ・解体用機械 : ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機が対象
- ・高所作業車 : 作業床の高さ 2 m 以上の高所作業車

確認資料（※提出が必要：申請書類等・添付書類とは別にホチキスで綴じて提出すること）

- ①保有建設機械一覧表《→様式 P12》
- ②所有またはリースが確認できる書類(売買契約書、リース契約書(リース契約期間が審査基準日後 1 年 7 ヶ月に満たない場合は誓約書《→様式 P14》も提出)、固定資産減価償却内訳明細書等)
- ③検査日から 1 年以内の期間内に決算日(審査基準日)が含まれる特定自主検査記録表
- ④当該機械の全体写真及び審査基準日直近の検査標章の近影（全体及び近影の写真は白黒でもよいが、近影については標章の文字が読み取れること）
- ⑤移動式クレーン検査証（審査基準日が有効期間内であること）
※移動式クレーンは③の代わりに提出。
- ⑥自動車検査証（車検証）
（初度登録年月が審査基準日以前であり、審査基準日が有効期間の満了する日以前であること）
※ダンプは③の代わりに提出。

※ 項番 64 に記入した台数が 15 台を超える場合、確認資料は 15 台分のみの提出でよいが、審査において加
点対象と認められないものがあつた場合は、追加資料の提出を求める。それに応じられない場合は、確認で
きた台数分のみの評価とする。

65 エコアクション 2 1 の認証の有無

一般財団法人持続性推進機構による認証を受けている場合は「1」を記入する。

確認資料

一般財団法人持続性推進機構による認証・登録証の写し